



『日本ファシズムと医療』 藤野豊著 : ハンセン病をめぐると実証的研究

著者	小倉 襄二
雑誌名	評論・社会科学
号	51
ページ	256-262
発行年	1995-03-20
権利	同志社大学人文学会
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000002101

〔書評〕

『日本ファシズムと医療』 藤野 豊著

——ハンセン病をめぐる実証的研究——

岩波書店・一九九三年一月刊

小 倉 襄 二一

I

△社会福祉における歴史性と地域性▽（第四二回日本社会福祉学会の主題・一九九四年・十月八・九・十・三日間、同志社大学・今出川校地にて開催）。この主題の設定には福祉研究における統合した理論、方法論もふくめての枠ぐみの可能性を追究すると、さらに福祉研究は究極の処、△対象論研究▽にたちかえる外ないという考え方から対象の△歴史―地域相関モデル▽（仮説・小倉）への試みをとく希いもあった。やゝ切り口が視えた程度でこの主題設定は今後に多くの解くべき問題の局面を残している。私は藤野豊氏の本書についてもあらためてこの福祉研究の△歴史―地域相関モデル▽の枠ぐみのなかで読み取ってみてはと考えてみた。

標題は「日本ファシズムと医療」という包括的な研究領域である。あとがきにもあるように藤野氏のこれからの研究領域の全体をさきどりしたタイトルになっている。本書の副題はハンセン病をめぐる実証的研究である。この著作への私の関心はなぜ、どのような接点で日本ファシズム（体制の総体）にハンセン病の実証研究が医療の領域を媒介として迫りうるのかという点にあった。本書は一九九〇年以降にそれぞれ個別に発表された論文を単著として加筆・修正されたものであるが、著者のいう「国家史と民衆史の統一的把握」、私のいう「歴史―地域相関モデル」などの今後の民衆史や地域史と体制総体の関連を扱う研究にとっても本書は重要な著作といえよう。

なぜ、日本ファシズムとハンセン病なのか、著者の対象―領域

の設定自体にその説明以前の感性をふくめてのすぐれた見識がある。日本ファシズムのシステム、権力構造については多くの研究があるが「天皇制ファシズム」という規定はとくに重い。多木浩二氏は、その著、『天皇の肖像』（岩波新書・一九八八年七月刊）において「松原岩五郎が『最暗黒』とよんだ地域に住む最底辺の人間は、彼らの階層を明確にする『御真影』（天皇の肖像・小倉下付のシステムによって、むしろはつきりと都市や社会の底に沈んだ状態の、全体に対する象徴的な意味を明らかにすることになる。彼らは排除されることによって、天皇制国家の全体に結びついていたのである」と指摘する（二三二頁）。本書を辿るなかで第三章・ハンセン病者の隔離政策の強化の第二項は貞明皇太后の「皇恩」と「癩予防協会」の設立として扱われているが一九三〇年（昭五）

十一月、貞明皇太后より御手許金二四万八〇〇〇円が当時の内相と拓相に下賜され、このうち一〇万円が「癩予防協会」（財団法人、一九三一年一月二二日創立）の基金に組みこまれた委細を扱っている。第三章以下の論証の随処にハンセン病者の処遇とこの皇恩のイメージ、その下達、宣揚の意味が問われている。天皇（皇族など）からもっとも遠い距離に在るものに包絡的にもっとも深い相関を波及させ、それをシステムや枢要のアクターによって無限に増幅する仕掛けがこのハンセン病者に及んだことの検証が本書の重要な分析の一つとなっている。この検証はすでに日本社会事業史研究にとっても天皇制と社会事業、『皇室社会事業』を問うこととの重要性とも深い関係がある。

『日本ファシズムと医療』

それにしても、本書の解説には相当の予備知識を要する。ハンセン病、レブラ、癩（らい）、天刑病。いま、エイズについてその医療や差別についての情報や討議があるが、ハンセン病についての情報はきわめて極限され未知のなかに埋没しようとしている。ハンセン病の完治が確認されたことに伴う患者の社会復帰、交流、その人権の保障をめぐる話題が僅かに特定の範囲で語られるにすぎない。著者が本書でつよく指摘するようにこの領域は決して忘却や風化にゆだねていい問題ではない。ハンセン病へのかかわりのなかに「人間と傷病と社会状況」をつらぬく基本的な主題が在りそれは恒に問いつづける必要があり避けることのできぬ課題でもある。

どこまでハンセン病への関心は迫れるものか。たとえば『闇の歴史』（Storia Notturna, 1989）（カルロ・ギンズブルグ著、竹山博英訳、せりか書房、一九九二年十一月刊）の第一章はハンセン病患者、ユダヤ人、イスラム教徒を記述している。#コンドンの聖ステファヌ修道院の年代記を読むと、一三二一年にはハンセン病患者が皆殺しになった。ロトマジ山の聖カテリーナ修道院の年代記は、フランス王国の全土でハンセン病患者が牢に入れられ、教皇によって断罪された。多くは火刑台に送られた。生き残りは家に隔離されている。その何人かは貴族やそうでないものを含めたすべての健常者を殺し、世界全体を支配する陰謀を企てた、と告白した。……住民は恐怖に逆上、正規の裁きを待たず、ハンセン病患者の家々の扉を閉ざし、火をつけて中の住人もろとも燃やして

しまった。無罪と判明したハンセン病患者は、将来への配慮からある特定の場所に隔離され、外出せずに永遠に住まうよう義務づけられた。また書をなしたり、子供ができないよう、男と女は厳重に分離された。このハンセン病患者の大虐殺と隔離は一二二一年六月二日にポフティエで、フランス国王フィリップ五世「長身王」が発令した勅令により公認された。ハンセン病患者はフランス王国だけでなく、あらゆるキリスト教国家で、水、泉、井戸に毒を入れ健康者を殺そうとしたのでフィリップ王は、罪を告白した罪人を投獄し火刑に処した。さらにユダヤ人がハンセン病患者の共犯、陰謀に加担したとされともに虐殺された。ユダヤ人とハンセン病患者はすぐ見分けられるように赤い目印を胸か肩につけるよう布告。(ノガレ公會議、一二九〇年)。服にぬいつけられた目印は深い違和感を、特に肉体的な違和感を表現していた。ハンセン病患者は「臭く」、ユダヤ人は悪臭を放つ……などの記述に出会う。(同書五九頁～二八八頁)

これらの史実は断片にすぎない。黒死病、ペストの被害も衝撃があるがこれらハンセン病患者への扱いはなんと深く惨たる烙印(stigmata)であろうか、私は本書との脈絡で引用したが、こうした一れんの「扱い」は本書が検証するわが国の近代史における処遇と実に奇妙な相似性に想い至ることが多かった。ヨーロッパ中世からの曲折を経ての『近代版』とも視えてくるのである。私は直接的な規定関連があるというのではないが差別や偏見の状況として、このような「歴史と人間」のいとなみの諸条件を抜きにして

ハンセン病者の位相はみきわめきれぬと考えている。

II

本書の構成は序章を加えて六部の論稿でまとめられている。通史というよりも、特定の史的状況とその期に対応するハンセン病者への政策、法制、処遇上の具体的な諸相、患者自身の対応や行動、とくにハンセン病の病理をめぐる専門性の高い経緯についてもそれぞれに集約している。さきに歴史性と地域性の相関モデルの仮説について述べたが本書にはこの主題について「記憶すべき地域」(地名)があげられている。これには被差別部落の地域分布のことが連想される。たとえば一九三〇年十一月一日、岡山県邑久郡裳掛村の瀬戸内海に浮かぶ長島に最初の国立ハンセン病療養所長島愛生園の開園、あるいは、群馬県草津町湯之沢地区(「瀬村」、大分県速見郡別府町のケ浜(的ケ浜事件の地域)、さらに草津町湯之沢地区と並んで「瀬部落」と称された熊本市郊外の本妙寺地区)隔離を拒否したり、療養所を脱走したハンセン病患者の集住地区などである。本書の第三章「隔離政策の強行として詳細に検証されている事態のなかで「無瀬県運動」がある。これも地域―県域を一つのユニットとして、ハンセン病者の「隔絶と浄化」のための囲い込みと療養所への完全隔離を目指す方策であった。本書はその意味でも、ここにあげた地域―拠点、それぞれがハンセン病者の生活史―たとえば浮浪瀬者としての流転と定着を綯いませながらの歷程、その時間と空間の総体―歴史性と地域性

の相関モデル(仮説)の枠組みとして論証されたものと考えることもできよう。こうした生活者としてのハンセン病患者に日本ファシズムの権力システムがさきの皇恩イデオロギーの押しつけ、官権の処置などさまざまな仕掛け、強権による説得を背景に侵襲したといえるのではないか。

本書の内容を章を追って要括する。著者のハンセン病患者問題への接近の重要な関心は、序章の目的においてファシズム国家の支配政策、とくにナチズムと日本ファシズムとの比較のなかでの医療政策、優生社会―断種法―民族優生―医療管理政策とハンセン病患者の法的根拠の不明確なままの断種の処置―医療措置からみた日本ファシズムの確立過程とその矛盾の解明につながるという意図は本書を理解するうえで重要な論証の部分が(第五章)である。この意図に沿った論述は充分に説得力がある。とくにこの分野での先行業績の乏しいことも本書の検証に重みを加えているといえよう。

第一章は近代史におけるハンセン病患者の管理政策の原点ともいべき法律「癩予防ニ関スル件」(一九〇九年四月一日施行)とその適用をめぐる社会状況がまとめられている。

この法律については公的救済の立法過程において「恤救規則」の苛酷な制限扶助主義のなかで多様に生起する下層社会の状況に対する特別―代用救済立法との関連で扱うことが定説化していきとくに「精神病患者監護法」、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」との類縁性も指摘されてきた。

『日本ファシズムと医療』

一八七三年、ノルウェーのハンセンによって病原菌が発見され、遺伝病ではなく慢性伝染病であることが医学的に確認されていたが、わが国では医療政策の対象となつたのは日清戦争以後とされ、それまでは主としてキリスト者による私立の医療機関にゆだねられてきた。フランスの神父、テスト・ウイードによる神山復生病院、一八九四年のアメリカ人長老派宣教師ケート・ヤングマンの慰養園、英国聖公会ハンナ・リデルによる一八九五年の回春病院などが著名であった。政府としては条約改正や内地離居なども医療政策としてのハンセン病患者への対応に迫られる理由になつた。一九〇〇年の内務省調査では患者総数三万〇三五九、血統戸数一九万九〇五、血統家族人口九九万九三〇〇と発表した。著者は、法案審議の帝國議會での討議、法案成立への経過を簡潔に記述している。この段階から内務省衛生局長窪田静太郎、当時東京都養育園医官光田健輔、山根正次、島田三郎、田川大吉郎、さらに大隈重信、渋沢栄一らのかかわりが紹介されている。著者はとくにこの段階ですでに終生の主張としての徹底した隔離論者としての光田健輔の提言「年と共に人民に癩病の伝染病なることを教へ、自ら完全なる絶対的隔離法に到達することを期せざる可からず」と述べ、その後の政策も法成立期、施行のなかでこの光田健輔の主張にそうものとなつたとしている。島田三郎についても法案の審議において日本は「武力で一等国、野蛮国でなければ現われない癩病患者が多数、この取締法に注意を払わねようなら日本は文明国に列する面目はない」という国辱、国恥の発想

による発言をしている。こうした治安―取締―収容隔離につよく傾斜する政策に対しフランス人神父ドルワル・ド・レゼー、ヨゼフ・ベルトランクらから患者の人権無視への危惧のあったことを紹介している。この危惧は現実化し、患者は「我らを見る事罪人の如く取扱ひ、犬猿の如く全然人間的の待遇を受ける事のできないのを口惜しくも残念である。我らは病者である。人間である」という悲嘆の告発も記録されている。光田健輔は天平の世の光明皇后の故事をもって「光明会」を設置、皇室への報恩あるべしという思考を提示した。光田健輔に代表される内務省、公立療養所側と私立のキリスト教主義療養所側とは患者の隔離、処遇のあり方をめぐる対立のあったことを施策の検証のうえで詳細に論述されているこの『原型期』の施策の分岐点をあきらかにしている。一九一四年ハンナ・リデルは当時首相兼内相でもあった大隈重信に提出した意見書には男女を分離した「癩村」の建設、光田のような絶海の孤島の「癩村」ではなく、全国の各道府県にそれぞれ設置、自治村としてその長・代表者の選挙を認めるといった構想のあったことを本書によって知ることになる。

さらに優生主義、後藤静香の「希望社」―皇室中心の社会教化、「癩病撲滅運動」の提唱の経過と主張、賀川豊彦ら「イエス友の会」会員などによる「日本MTL」（一九二五年六月）、「癩を潔めよ―隔離政策―信仰にもとづくハンセン病患者への博愛精神に加えて、国家的利害を重視する「民族浄化」論、優生主義に立脚していた状況の解明がなされている。ナシヨナリズムとの癒着も重

視されていて日本MTLが対策としての優生主義の視点導入に果たした役割にも注目している。「優生」は「劣死」と表裏一体ともこの間の動向を指摘する。

第二章においては、「別府的ケ浜事件」の検証と患者への抑圧が扱われている。これは一九二二年三月二五日、大分県別府的ケ浜海岸で別府警察署警官によって六〇余戸といわれる集落が焼き払われた事件である。著者によれば当時、閑院宮戴仁が別府を来訪するにあたって目に入ると見苦しいという理由で焼き払われたという事件で被差別部落を根拠としたと考えられてきた。著者はこの的ケ浜集落は近年の研究からサンカ（山窩）の、あるいは乞食のような漂泊者の小屋住いであり、「多く乞食にして強窃盗の前科者あり又白痴、癩者少からず」という状況で、的ケ浜事件にはハンセン病患者対策、天皇制国家による戸籍をとおした人民管理におさまらず漂泊する人びとは、ただそれだけで排除され、猥奇と蔑視、恐怖の対策となった状況とその経過、背景を詳細に検証している。的ケ浜事件の本質はハンセン病患者をその存在そのものが「犯罪」であるかのように迫害し続けた事実、「大礼」とか「大喪」の皇室行事の折に精神病者の取締とともにハンセン病患者は恒に抑圧、差別の対策となり「天皇制ファシズム」の教化・皇恩の強調の背面に行なわれた実行行為の惨虐を実証して説得力がある。

第三章は隔離政策の強化について、改正癩予防法の成立、貞明皇太后の皇恩と癩予防協会の設立、国立療養所の開設、無癩県運

動の論理などが扱われて本書の力点のあるところである。健民健兵、官民一致で絶対的隔離へと展開しとくに無頼県運動は、日本ファシズム確立期における優生主義にもとづく医療・衛生政策の先駆となったとする指摘はとくに重要である。

第四章においては、一九三〇—三六年、大島療養所、外島保健院、長島愛生園でのハンセン病患者の解放闘争が扱われている。

ほとんど社会運動史研究でも未開拓の患者のたたかいを豊富な資料をほりおこし、くみあわせてその待遇改善、自治要求への結集と、少数の前衛的なマルクス主義者による反宗教、非合法闘争の苛烈な運動が浮彫りされている。著者は、さきの「無頼県運動」そのものが、優生主義にもとづく国家による国民の健康統制を企図する日本ファシズムの医療政策の一環と規定する立場からこのハンセン病患者の解放闘争は、まさに反ファシズムの抵抗としての歴史的意義を有していると結んでいる。社会運動史における患者運動、戦後の日患同盟、朝日訴訟運動、医療労働者の諸運動などその脈絡をも問う大切な提示といえよう。

第五章では一九三七年以降のハンセン病対策が、日本ファシズム、十五年戦争期の絶対的隔離—総動員体制下の疎外と抑圧、国家がハンセン病患者に求めたのはその『早い死』であり断種の続行、「患者の虐殺装置として—特別病室」の設置であり、アウシュヴィッツ—絶滅収容所に象徴されるナチス政策との共通性もみいだしうるとしている。とくに「大東亜共栄圏」の展開、ハンセン病対策の東亜共同体と称した国々での患者の生存を危うくする強権

による処置が豊富な資料によって詳細に紹介されている。この視野にたった先行業績は乏しいうえに埋れ、風化する傾向にある。この論証によってあらためて日本ファシズムの重要な局面があきらかになったといえよう。

III

私の手元に古びた数冊の文献がある。本書にも引用されている小川正子著『小島の春』（新教出版社・一九四七年）情感にあふれる山河の涯に女医として患者を訪れて映画化もされた貴重なルポルタージュである。北条民雄著『いのちの初夜』（創元社・昭和十一年）これには川端康成の跋文がある。ハンセン病患者の生とはなにか、極限に生きる病者とその家族の療養所生活やその交りの深部を具体的にうかがううえでのすぐれた文学作品である。さらに明石海人歌集『白描』（改造社・昭和十四年）がある。それぞれに初めて読了した折の強烈な記憶がある。

本書は実証の手法でハンセン病患者のこの國に生れた不幸、その仕掛け、発想の根底を的確に検証している。たとえば光田健輔の軌跡、この名はキイ・マン、キイ・ワードである。私は専任講師の頃、少数の学生と長島愛生園を見学し、光田健輔園長にお目にかかったことがある。『頼者の父』といわれてきた温容の人であった。その生と信念、浄化—隔離の着想はその生涯をつらぬいたといえよう。本書によって是非をともに光田健輔の軌跡を辿ることができた。

『日本ファシズムと医療』

さきの明石海人の歌集『白描』に「恵の日」に題する短歌がある。貞明皇后の御仁徳を偲び奉りてとして△そのかみの悲田施薬のおん后いまを坐すがにをろがみ奉つ(まつ)る▽、△みめぐみは言はまくかしこ日の本の癩者に生(あ)れて我悔ゆるなし▽、さらに一首、△雲母(きらら)▽ひかる大病院の門を出でて癩(かたい)の我の何處(いづく)行けとか▽。一人の歌人、すぐれた感性の表現のなかに本書のいう日本ファシズム(天皇制)の医療統制のもとにその生をいとなむ外なかつた想念とハンセン病の刻印に身の処する場もない塗炭の業苦に墮ちた苦しみがともにこの数頁に表現されている。本書の取扱ったハンセン病者とはこのようなそれぞれの場(地域)に在り、それぞれの生をいとなんだ人たちであつたことをあわせて記憶し考えてみたいものである。

ハンセン病患者の今が、これからが問題なのだ。本書の読後、そのように考える。そのためには本書のような丹念で、また鋭い指摘、検証がなくては、いままも視えず、さきゆきも問えない。

大江健三郎氏のコトバがあり、これが本書の成果を考えるうえでふさわしい。

「ミラン・クンデという作家がいます。チェコで苦しい経験をして、亡命して、いまなおパリに住んでいる人ですが、かれが、権力を持っている強い連中のやり方は、忘れさせて、もう一度同じことをやらせようというのが権力の考えることだというんです。その反対に、記憶し続けること、覚えているといふことが弱い民衆の武器なんだ。弱い人間は覚えていなきやいけない。記憶

していなきやいけない。忘却を強いられるとき、われわれが抵抗する唯一の道は記憶することだ、とクンデはいうのです」と。
本書は、私たちにとって記憶しておくべきことがらを、その根拠を、いかにしてかを教えるものでもある。そうした意味で研究者のみならず広い関心層によって味読する必要がある好著である。

(1995・2・20・阪神大震災の日々に)